

令和8年度横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業について (事業所のみなさまへのご案内)

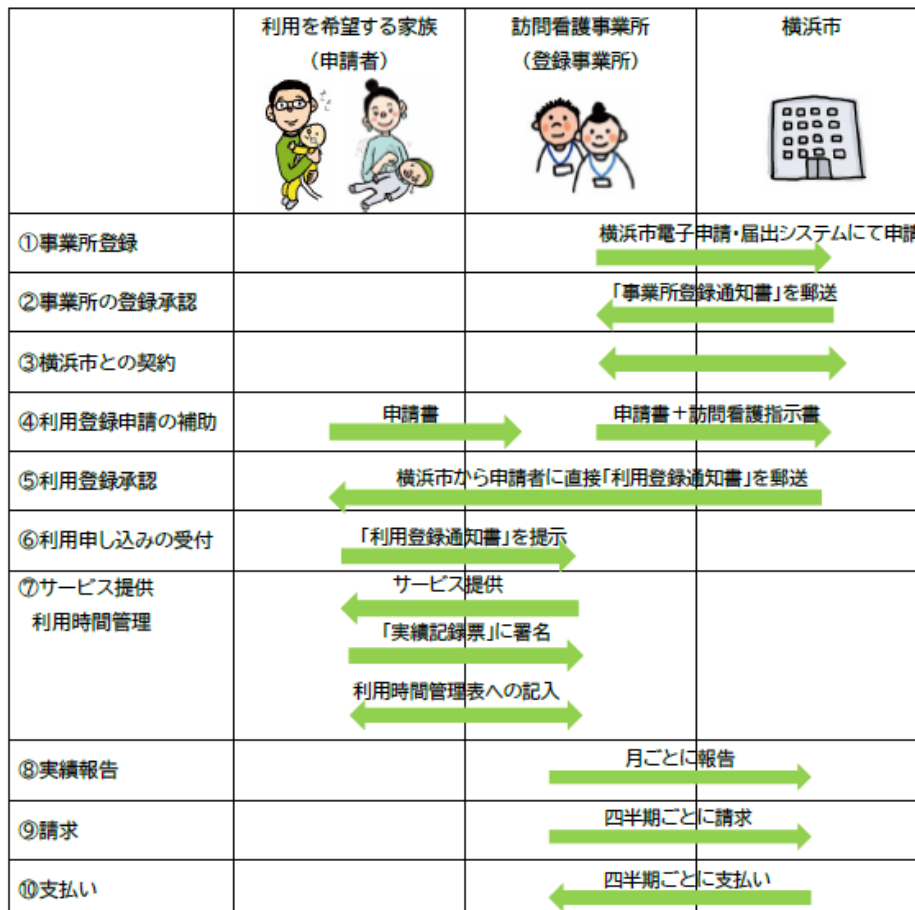
事業内容	在宅で生活する常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者の介護を行う家族の休息時間の確保を図るため、市と委託契約を結んだ訪問看護事業所から看護師を医療的ケア児・者の自宅に派遣し、家族の代わりに医療的ケア等を行います。
------	--

事業者の登録要件	以下の条件全てに該当する事業者が登録できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第 88 条第1項で規定する指定訪問看護事業者 ・直近5年間で小児看護もしくは重症心身障害児・者の医療ケアの実績が継続的にある ・賠償責任保険への加入等、事業者の責による損害を保証する体制がある
----------	--

サービス提供時間・回数	1日1回までの利用 1回あたりの利用時間は 30 分以上2時間以内(年度で 24 時間が上限)
-------------	--

委託料	横浜市との委託契約に基づき、利用実績に応じて1時間あたり9,000円の委託料をお支払いします。(お支払い時は30分単位で計算します。) また、利用者の登録にかかる手続きを行った場合、1名あたり1,000円の事務手数料をお支払いします。(利用者の登録手続きを行った事業所が年間利用時間管理を行います。) ※利用時間を超過した場合の費用負担や交通費などは委託料に含まれません。
-----	--

事業の流れ	下図をご参照ください。
-------	-------------



事業所登録～請求の手続き(各書類は横浜市ホームページから入手できます)

①事業所登録	「横浜市電子申請・届出システム」を使用し、事業所登録の申請を行います。
↓	
②事業所の登録承認	横浜市が申請内容を確認したのちにお送りする、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録(変更)通知書」を受け取ります。
↓	
③横浜市との契約	通知書がお手元に届きましたら、横浜市との委託契約の手続きを行います。 (委託契約については横浜市からご案内します。)
↓	
④利用登録申請の補助(申請受付、横浜市への書類提出)	利用を希望する医療的ケア児・者が、対象者の要件に該当することを確認します。 (対象者の要件はホームページからご確認ください。) 本事業の利用を希望する医療的ケア児・者の家族(以下「申請者」という。)から、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書」を受け取り、申請書の記入内容及び同意事項への同意を確認します。 「横浜市電子申請・届出システム」に申請書と主治医からの指示書の写しを添付し、利用登録申請を行います。
↓	
⑤利用登録承認	横浜市が申請書の内容を確認し、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)通知書」を申請者に郵送します。
↓	
⑥利用申し込みの受付	利用者から本事業の利用申し込みがある場合には、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)通知書」の提示を受け、以下の内容を確認の上で受付します。 ・本事業の利用登録がされていること ・利用登録通知書の裏面の同意事項に同意していること ・年度の累計利用時間を超えていないこと
↓	
⑦サービス提供利用時間管理	利用日時について利用者と相談・調整のうえ、サービス提供を行ってください。 サービス提供が終了するごとに、利用者に「横浜市医療的ケア児・者レスパイト実績記録票」への署名を依頼してください。 利用登録の事務を行った事業所は、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(事業所用)」を用いて利用者の年度内の利用時間管理を行ってください。 また、利用者に「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」を渡し、年間利用時間の管理を依頼してください。
↓	
⑧実績報告	利用の翌月 10 日までに利用者ごとの「横浜市医療的ケア児・者レスパイト実績記録票」と実績報告書を提出してください。
↓	
⑨請求	請求は四半期ごとに行うため、四半期が終了する月の翌月 10 日までに請求書を提出してください。(例:第1四半期の請求は 7 月 10 日まで)
↓	
⑩支払い	横浜市が実績報告と請求の内容を確認したのち、委託料をお支払いします。

お問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市子ども青少年局 障害児福祉保健課
電話:045-671-4278 FAX:045-663-2304
メール:kd-ikeachosa@city.yokohama.lg.jp



ホームページはこちら